機密保持誓約書

千葉県電子自治体共同運営協議会会長　様

令和　　年　　月　　日

所在地

商号又は名称

代表者役職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

千葉県電子自治体共同運営協議会（以下「甲」という。）が行う「「（仮称）第三期千葉県自治体情報セキュリティクラウド」導入に係る情報提供依頼（以下「本業務」という。）」に関する「（仮称）第三期千葉県ＳＣ利用規模及び機器性能要件」及び「第二期千葉県ＳＣ標準機能導入状況」の提供に係る機密保持について、事業者（以下「乙」という。）は、以下のとおり誓約します。

（目的）

第１条　乙は、本業務に関する情報提供資料の提出に当たり、甲から開示された機密情報を機密として保持することとし、甲に対し機密保持誓約書を提出するものとする。

（機密情報）

第２条　本業務の履行における機密情報は、甲が乙の行なう本業務の履行のために必要があると認めて、機密表示をし、開示する情報は別紙１及び別紙２とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、除くものとする。

（１）開示の時点ですでに公知のもの又は乙の責めによらず公知となった情報

（２）乙が事前に甲の承諾を得て公開した情報

（３）第三者から機密保持義務を負うことなく乙が正当に入手した情報

（４）開示の時点ですでに乙が保有している情報

（５）開示及び本業務上知り得たすべての機密情報によらないで、乙が独自に創作した情報

（目的外使用の禁止）

第３条　乙は、本業務の履行に伴って知り得た内容を他の用途に使用してはならない。

（機密保持）

第４条　乙は、甲から開示された機密情報について、善良なる管理者として注意義務をもって厳重に保管管理する。また、漏えい、紛失、盗難、盗用等の事態が発生し、又はそのおそれがあることを知った場合は、直ちにその旨を甲に対し書面により報告するものとする。

２　乙は、本業務の履行のために知る必要のある自己の役員及び従業員以外に、甲から開示された機密情報を開示又は漏えいしてはならない。

３　乙は、甲から開示された機密情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

４　乙は、甲から開示された機密情報について複製が必要な場合は、複製の時期、複製したものの名称を様式３のとおり記録し、甲の求めに応じて当該記録を開示するものとする。また、複製物は、原本と同等に保管するものとする。

（第三者への開示）

第５条　乙は、本業務の履行のために知る必要のある範囲内で第三者に機密情報を開示する場合は、書面により甲の承諾を得て、第三者に開示することができるものとする。

２　乙は、前項により、機密情報を開示する第三者に対し、本誓約と同等の機密保持誓約書を提出させ、甲にも提示するものとする。

（乙の責任）

第６条　乙は、本業務を履行する上で、すべての成果物等が第三者の著作権、特許権及びその他の権利を侵害してはならない。

２ 前項の場合、第三者より甲に対して著作権、特許権及びその他の権利侵害を理由として請求があった場合には、乙の自己の責任及び費用でこれを解決するものとする。

３ 前条で乙が機密情報を開示した第三者が本誓約に違反した場合には、乙は、当該第三者と連帯して、甲に対して責任を負うものとする。

（返還・破棄義務）

第７条　乙は、甲より請求された場合又は本業務の履行が終了した場合には、機密情報に関する一切のものを速やかに甲の指示に従い返還、又は破棄するものとする。

２　機密情報を破棄した場合は、甲の求めに応じて廃棄した旨を書面により報告するものとする。

（関係者への遵守徹底）

第８条　乙は、本業務の履行のために機密情報を知る必要のある自己の役員、従業員及び第５条で乙が機密情報を開示した第三者に、本誓約の内容を遵守させるものとする。

（損害賠償）

第９条　乙又は第５条に基づき乙が機密情報を開示した第三者が、前各条項のいずれかに違反した場合又は甲の機密を漏えいしたことが明らかになった場合には、乙は、甲が被った損害に対して、賠償をするものとする。

（有効期限）

第１０条　甲から開示を受けてから５年間はその機密を保持する。ただし、甲、乙の合意による延長を妨げないものとする。

（協議事項）

第１１条　本誓約に定めない事項に関して疑義を生じた場合は、協議の上、解決するものとする。